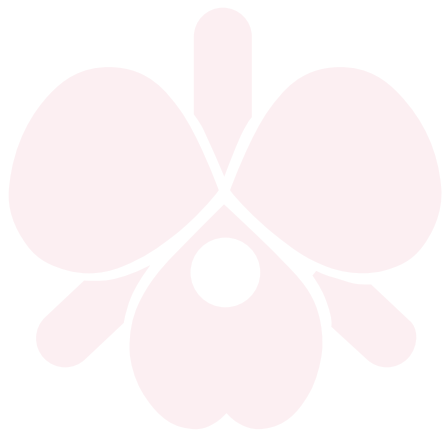




第89回 定時株主総会 招集ご通知

重要なお知らせ

・株主の皆様の安全のため、本年はご来場を見合わせていただき、2020年6月25日午後5時までに到着するように、同封の議決権行使書をご返送いただくか、または、スマートフォンやパソコン等でのインターネットによる議決権行使をお願いいたします。

・また、ご来場の株主様へのお土産につきましては、接触感染リスクの低減のため、またご来場いただけない株主様との公平性等の観点から今年より取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時30分）

場所

沖縄県那覇市西3丁目2番1号
ロワジールホテル&スパタワー那覇
3階 天妃の間

目次

■ 第89回定時株主総会招集ご通知 …	1
■ 株主総会参考書類 ……………	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 役員賞与支給の件	
(添付書類)	
■ 第89期事業報告 ……………	18
■ 計算書類 ……………	30
■ 連結計算書類 ……………	32
■ 監査報告書 ……………	34

株主総会会場ご案内図

証券コード 8397
2020年6月5日

株主各位

沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号

株式会社 **沖縄銀行**

取締役頭取 山城 正保

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大にかかる昨今の状況を踏まえ、株主の皆様におかれましては、感染リスク低減の為、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお見合わせいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

2. 場 所

沖縄県那覇市西3丁目2番1号

ロワジールホテル&スパタワー那覇 3階 天妃の間

※新型コロナウイルス感染症の影響により、ロワジールホテル&スパタワー那覇が利用できなくなる場合には、開催場所を当行本店5階ホールに変更する可能性があります。この場合は、決定次第、当行ウェブサイト(<https://www.okinawa-bank.co.jp/>)等にてご案内を致します。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
- 1.第89期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 2.第89期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件 |

（株主様へのお願い）

（新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご来場見合わせのお願い）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会へのご出席を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

（議決権行使に関するお願い）

郵送またはインターネット等による議決権の行使をお願い致します。

（お土産について）

お土産につきましては、接触リスク低減のため、また、ご来場いただけない株主様との公平性の観点から、今年から取り止めさせていただきます。

（その他）

詳しくは、別紙『新型コロナウイルス感染拡大防止のための、株主総会ご来場見合わせのお願い』をご参照下さい。

▶ 議決権の行使についてのご案内

インターネット等による議決権行使



議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時まで

詳細は4頁から5頁をご覧ください。▶▶▶

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

- (1) 郵送（議決権行使書面）および電磁的方法（インターネット等）の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以 上

● お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」および「その他」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の**当行のウェブサイト** (<https://www.okinawa-bank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

招集通知を発出した日から株主総会の前日までの間に株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト** (<https://www.okinawa-bank.co.jp/>)に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書面）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

▶ スマートフォンの場合QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は5頁のご案内に従ってログインしてください。▶

■ 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (2) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(TLS通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (3) インターネット等による議決権行使は、2020年6月25日(木曜日)の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点がございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

■ インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

■ 議決権行使プラットフォームについて

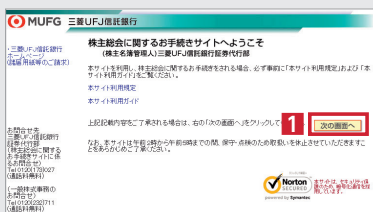
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社CJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

▶ ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトアドレス

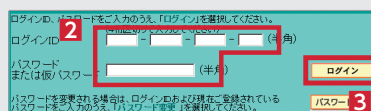
<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使サイトへアクセス



1 「次の画面へ」をクリック

2. ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関する
お問い合わせ先について

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行業としての公共性に鑑み、経営体質の強化を図り、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

上記基本方針及び当期業績結果を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金35円 総額835,693,810円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 3,200,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 3,200,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名				現在の当行に おける地位	
1	再任	たま 玉	き 城	よし 義	あき 昭	取締役会長	
2	再任	やま 山	しろ 城	まさ 正	やす 保	取締役頭取	
3	再任	ぎん 金	じょう 城	よし 善	てる 輝	専務取締役	
4	再任	やま 山	しろ 城	たつ 達	ひこ 彦	常務取締役	
5	再任	い 伊	は 波	かず 一	や 也	常務取締役	
6	再任	たか 高	ら 良		しげる 茂	常務取締役	
7	再任	ほそ 細	み 見	まさ 昌	ひろ 裕	社外取締役 候補者	社外取締役
8	新任	あん 安	どう 藤	ひろ 弘	かず 一	社外取締役 候補者	社外監査役
9	新任	とう 当	やま 山	けい 恵	こ 子	社外取締役 候補者	

1. 玉城義昭

たま き よし あき

再任

男性

生年月日 1952年9月19日生
 所有する当行株式の数 5,540株
 取締役会出席率 13/13回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月	当行入行	2008年7月	取締役総合企画本部長
1998年7月	糸満支店長	2009年6月	常務取締役
2005年6月	人事部長	2011年6月	取締役頭取
2006年7月	執行役員人事部長	2018年6月	取締役会長
2007年6月	取締役人事部長		現在に至る (監査部担当)

■ 取締役候補者とした理由

人事部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2011年より代表取締役頭取、2018年より代表取締役会長として銀行経営全般に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

2. 山城正保

やま しろ まさ やす

再任

男性

生年月日 1959年9月23日生
 所有する当行株式の数 2,880株
 取締役会出席率 13/13回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2013年6月	取締役総合企画本部長
2002年7月	商業団地支店長	2014年6月	常務取締役
2010年6月	審査部長	2018年6月	取締役頭取
2011年6月	執行役員審査部長		現在に至る
2012年6月	執行役員営業統括部長		

■ 取締役候補者とした理由

営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2018年より代表取締役頭取として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

3. 金城善輝

きん じょう よし てる

再任

男性

生年月日 1959年11月15日生
 所有する当行株式の数 1,900株
 取締役会出席率 13/13回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月	当行入行	2014年 6 月	取締役総合企画本部長
2003年 4 月	我如古支店長	2015年 6 月	常務取締役
2009年 7 月	本店営業部長	2019年 6 月	専務取締役
2011年 6 月	法人融資部長		現在に至る
2012年 6 月	執行役員法人融資部長		(総合企画部、リスク管理部、
2013年 6 月	執行役員営業統括部長		人事部担当)

取締役候補者とした理由

営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2014年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

4. 山城達彦

やま しろ たつ ひこ

再任

男性

生年月日 1962年 6 月 5 日生
 所有する当行株式の数 1,600株
 取締役会出席率 13/13回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月	当行入行	2017年 6 月	取締役総合企画部長
2002年 7 月	安謝支店長	2018年 6 月	常務取締役
2013年 6 月	監査部長		現在に至る
2015年 6 月	執行役員監査部長		(審査部、融資部、証券国際
2016年 6 月	執行役員総合企画部長		部担当)

取締役候補者とした理由

経営企画部門に携わるほか営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2017年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

5. 伊波一也

再任

男性

生年月日 1963年6月5日生
 所有する当行株式の数 1,600株
 取締役会出席率 13/13回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2017年6月	執行役員お客さま本部法人部長
2006年4月	与那原支店長	2018年6月	常務取締役
2013年6月	本店営業部長		現在に至る (営業本部担当)
2015年6月	お客さま本部法人部長		【営業推進部、法人事業部、 デジタル事業部】

■ 取締役候補者とした理由

法人営業部門に携わるほか営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2018年より取締役として銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

6. 高良茂

再任

男性

生年月日 1962年3月9日生
 所有する当行株式の数 620株
 取締役会出席率 13/13回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2018年6月	取締役システム部長
2013年6月	事務統括部長 システム開発部長	2019年6月	常務取締役
2015年6月	執行役員システム部長		現在に至る (システム部、事務部、業務 革新部担当)

■ 取締役候補者とした理由

システム企画に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2018年より取締役として銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

7. 細見 昌裕

再任

男性

社外

独立

生年月日 1959年7月20日生

所有する当行株式の数 0株

取締役会出席率 10/10回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社三菱銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行

2010年4月 三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）リスク統括部長

2012年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社リスク統括部長

2012年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社執行役員リスク統括部長兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社執行役員リスク統括部長

2015年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務取締役リスク担当グローバルヘッド兼コンプライアンス担当グローバルヘッド兼オペレーション担当グローバルコーディネーター並びにリスク統括部・業務管理統括部・事務統括部の統括兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務取締役リスク統括部・引受審査部の統括兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員兼モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社取締役

2016年6月 カブドットコム証券株式会社取締役

2017年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役（常勤監査等委員）兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社監査役

2019年6月 当行社外取締役
現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由

株式会社の経営に関する高い知識・経験等を有しており、特に金融業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。

なお、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

8. 安藤 弘一

あん どう ひろ かず

新任

男性

社外

独立

生年月日 1951年10月10日生

所有する当行株式の数 0株

取締役会出席率 12/13回 (92.30%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 6 月 株式会社三和銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行

1995年 5 月 土浦支店長

2002年 2 月 株式会社UFJホールディングス（現：株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）執行役員 経営企画部長

2003年 6 月 コスモ石油株式会社 常勤監査役

2017年 6 月 当行監査役（現在に至る）

■ 社外取締役候補者とした理由

営業部門、経営企画部門等に携わるなど、特に銀行業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識等を有し精通しております。また、2003年よりコスモ石油株式会社の常勤監査役を務め、2017年より当行の社外監査役を務めており、こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。

なお、業務執行を行う経営陣からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じることもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

9. 当 山 恵 子

新任

女性

社外

独立

生年月日 1952年11月9日生

所有する当行株式の数 400株

取締役会出席率 —

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 8 月 沖縄県環境保健部 入庁
 1976年 1 月 那覇地方裁判所 入所
 1990年 3 月 那覇家庭裁判所沖縄支部 退職
 1999年 2 月 当山恵子司法書士事務所開設
 (現在に至る)
 1999年 5 月 当山恵子税理士事務所開設
 (現在に至る)
 2001年 4 月 那覇地方裁判所民事調停委員
 (現在に至る)

2009年 4 月 那覇市個人情報保護審査会委員 (現在に至る)
 2018年 4 月 那覇家庭裁判所家事調停委員 (現在に至る)
 2019年 4 月 九州地方年金記録訂正審議会委員 (現在に至る)
 2019年 6 月 沖縄税理士会成年後見支援センター長 (現在に至る)
 (重要な兼職の状況)
 司法書士、税理士

■ 社外取締役候補者とした理由

司法書士、税理士として高い見識・経験等を有し、専門的見地から社外取締役として、当行の経営に活かして頂くため、取締役候補者として選任しております。また、当行が第18次中期経営計画に基づき進めている女性活躍をはじめとした働き方改革に対しても貢献して頂けるものと判断しています。

なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かして頂きたいため、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 細見昌裕氏、安藤弘一氏、当山恵子氏は社外取締役候補者であります。
3. 安藤弘一氏は、現在当行の社外監査役であります。監査役を辞任する予定であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項および定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、細見昌裕氏は、当行との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約をすでに締結しており、再任が承認された場合は継続する予定です。また、安藤弘一氏、当山恵子氏においても選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定です。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 細見昌裕氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。また、安藤弘一氏、当山恵子も社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

<ご参考>

独立社外役員の独立性判断基準

社外役員候補者の選任にあたっては、以下の1～7の要件すべてを充足する者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
2. 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。

なお、上記1、2において、主要な取引先とみなす基準は以下のとおりです。

- 役務の提供等に伴う金銭の授受が、継続して（継続が見込まれる場合も含む。）、直近の事業年度の年間連結総売上高（当行の主要な取引先の判断の場合は、当行の年間連結業務粗利益）の2%以上である場合。
 - 融資取引の場合は、当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ、当行の融資方針の変更が取引先に甚大な影響を与える場合。
3. 現在、または最近において、役員報酬以外に当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）でなく、過去3年以内においても当該団体に所属していないこと。
 4. 当行の議決権比率5%を超える主要株主、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 5. 社外役員の相互就任の関係にある先のうち、双方が継続して相互に就任し、かつ、当行出身以外の社外役員が複数人存在しないなど、密接な関係が認められる先の社外役員ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 6. 当行が、過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を行っている先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 7. 上記1～6までの要件を充足しない者や当行及びその子会社の取締役、監査役、重要な使用人の近親者（二親等以内の親族）でないこと。
 - ※ 業務執行者については役員・部長クラスをさす。
 - ※ 会計専門家または法律専門家については公認会計士・弁護士をさす。

以上

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 安藤弘一氏が監査役を辞任されることに伴い、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

むら かし なの こ	新任	女性	生年月日	1965年3月10日生
村上尚子	社外	独立	所有する当行株式の数	0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年4月	株式会社西日本銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）入行	2001年10月	コザ法律事務所 入所
1991年3月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社	2005年4月	こころ法律事務所 設立（現在に至る）
2001年10月	沖縄弁護士会弁護士登録	2020年4月	沖縄弁護士会会長（現在に至る） （重要な兼職の状況） 弁護士、沖縄弁護士会会長

■ 社外監査役候補者とした理由

弁護士として企業法務の実務に携わるとともに、県市町村公職等を務めるなど、法務に関する専門的な見識等を当行の監査体制強化にいかしていただくため、社外監査役候補者として選任しております。

なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な見識・経験等により当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、社外監査役候補者として選任しております。

(注) 1. 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。

2. 村上尚子氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役との責任限定契約について

当行は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第36条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である村上尚子氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 当行は村上尚子氏を独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出る予定であります。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

5. 村上尚子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は金城尚子氏であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役（社外取締役除く）6名に対し、役員賞与総額16,975,000円を支給することと致したいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決定によることと致したいと存じます。

以 上

1 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

主な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、国債等窓販業務及び信託業務等を行っております。

金融経済環境

2019年度の国内経済は、当第3四半期までは総じて緩やかな拡大の動きとなりましたが、当第4四半期に入って新型コロナウイルス感染症が内外の経済活動に影響を与え始め、経済活動の抑制により、景気下押し圧力が強まり厳しい状況となりました。

このような状況下、県内景況は、当第3四半期までは総じて拡大の動きとなりましたが、当第4四半期に入って新型コロナウイルス感染症が県内の経済活動に影響を与え始め、急速な下向き圧力により、個人消費は弱さがみられ、観光関連は非常に厳しい状況にあり、急速に後退の動きが見られる状況となりました。

当行の業績

このような環境のもと、「中期経営計画（2018～2020）」の2年目として、経営戦略に基づく各施策の着実な実行により、お客さまの生産性の向上に向けたサービスの拡充と連結収益力の強化に努めた結果、当事業年度の業績は、次のとおりとなりました。

【預 金】

預金は、個人預金を中心に年金・給与振込、退職金獲得、法人取引先へのSR（ストロングリレーション）活動による取引深耕の取組みにより従業員取引拡大を受けて順調に推移したことなどから、銀行・信託勘定合計で前年度末比463億円増加の2兆834億円となりました。

【貸 出 金】

貸出金は、生活密着型ローンの営業強化を図ったことから引き続き住宅ローンやアパートローンが順調に増加したほか、事業性貸出においても中小企業等に対し事業性評価による融資推進を積極的に取り組んだことなどから、銀行・信託勘定合計で前年度末比204億円増加の1兆6,521億円となりました。

【有価証券】

有価証券は、国内債券を中心に金融市場動向を睨みながら、資金の効率的運用と安定収益の確保に努めた結果、前年度末比187億円減少の3,735億円となりました。

【損益状況】

経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び国債等債券売却益は増加したものの、株式等売却益の減少などにより、前年度比20億22百万円減少の370億8百万円となりました。

また、経常費用は、株式等売却損は減少したものの、与信費用の増加などにより前年度比8億20百万円増加の302億76百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比28億43百万円減少の67億31百万円、当期純利益は、前年度比19億18百万円減少の49億5百万円となりました。

対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境につきましては、デジタル化の加速、人口減少・高齢化の進展、低金利環境の長期化等により、大きく変化してきており、これまでの発想を変えて成長性と収益性の向上につながるビジネスモデルを構築していく必要があります。

また、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症の防止のため、お客さまや職員とその家族の安全の確保を図り、その業務継続体制を維持するとともに、地域経済を支えるという地方銀行の使命を果たすため、影響を受けたお客さまの資金繰りなどに支障が生じないように、迅速かつきめ細やかな対応を行うことにより、円滑な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

このような状況の中、2018年度よりスタートした「第18次中期経営計画 お客さまとともに未来を創る～Create the Future～」ではICT化により、お客さまの利便性向上を図るとともに、デジタルとアナログ（Face to Face）の融合を図ることで、お客さまの生産性向上、良質な資産形成に寄与し、お客さまとともに持続可能なビジネスモデルを実現し、地域とともに成長する総合金融サービスグループを目指しております。本中計では、①総合力の発揮（グループ収益力改革）、②共通価値の創造（サービス力改革）、③経営資源の配分（コスト改革）、④働き方改革（人事制度改革）の4つを基本戦略とし、様々な施策を実践しており、その施策を着実に実行することで、おきぎんグループの総力により地域社会とともに次世代へ繋ぐ持続可能な未来を創造するステージへ進んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	18,538	19,769	20,135	20,636
定期性預金	7,103	7,114	6,759	6,778
その他	11,434	12,655	13,376	13,857
貸 出 金	14,652	15,609	16,304	16,511
個人向け	5,335	5,547	5,702	5,796
中小企業向け	7,425	8,112	8,660	8,866
その他	1,890	1,949	1,941	1,847
有 価 証 券	5,214	4,584	3,923	3,735
国 債	1,748	1,598	1,267	1,110
地方債	1,076	908	1,030	1,035
その他	2,390	2,077	1,625	1,590
総 資 産	21,310	22,030	22,317	22,764
内 国 為 替 取 扱 高	116,185	122,137	143,307	144,538
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 13,514	百万ドル 12,128	百万ドル 9,843	百万ドル 12,152
経 常 利 益	百万円 7,858	百万円 8,852	百万円 9,575	百万円 6,731
当 期 純 利 益	百万円 5,360	百万円 6,216	百万円 6,824	百万円 4,905
1株当たり当期純利益	円 銭 223 46	円 銭 259 06	円 銭 284 74	円 銭 205 85
合同運用指定金銭信託	440	283	234	198
貸 出 金	20	16	12	10
その他	420	266	222	187
信 託 財 産	440	283	234	198
信 託 報 酬	百万円 331	百万円 209	百万円 156	百万円 118

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
3. 2018年度より、役員報酬B I P信託による株式報酬制度を導入し、役員報酬B I P信託が保有する当行株式を計算書類において株主資本中における自己株式として計上しております。役員報酬B I P信託が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,142人	1,115人
平 均 年 齢	37年11月	38年1月
平 均 勤 続 年 数	14年8月	15年1月
平 均 給 与 月 額	319千円	320千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当を含み賞与を除く3月中の平均額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
那 覇 地 区	24店（うち出張所2）	24店（うち出張所2）
浦 添 地 区	6店（うち出張所－）	6店（うち出張所－）
南 部 地 区	7店（うち出張所1）	7店（うち出張所1）
中 部 地 区	19店（うち出張所－）	19店（うち出張所－）
北 部 地 区	5店（うち出張所－）	5店（うち出張所－）
先 島（宮 古・八 重 山）	3店（うち出張所1）	3店（うち出張所1）
県 外（東 京）	1店（うち出張所－）	1店（うち出張所－）
合 計	65店（うち出張所4）	65店（うち出張所4）

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を233カ所（前年度末254カ所）に設置しております。
- なお、設置台数は236台（前年度末260台）となっております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 当年度において店舗外現金自動設備を「サンエーPARCO CITY第1出張所」ほか1カ所新設、「那覇空港国際ターミナルMMK出張所」ほか22カ所を廃止いたしました。

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,239
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店移転関連（建物・動産）	1,503
事務機器関連	241
ソフトウェア関連	185

ハ. 重要な設備の処分等

(単位：百万円)

営業店（土地・建物）	30
------------	----

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資本金	当行が 有する 子会社等 の議決権比率	その他
おきぎん保証 株 式 会 社	那 覇 市 古 波 蔵 3 丁 目 8 番 8 号	信用保証業務	1982年 12月15日	百万円 70	% 100.00	—
おきぎんビジネス サービス株式会社	那 覇 市 泉 崎 1 丁 目 21 番 13 号	銀行事務代行業務 現金精査整理業務 現金自動支払機等管 理業務	1985年 4 月 1 日	百万円 10	% 100.00	—
株式会社おきぎん 経 済 研 究 所	那 覇 市 牧 志 1 丁 目 3 番 45 号	金融・経済の調査・ 研究業務 経営相談業務	2004年 1 月 26 日	百万円 10	% 100.00	—
おきぎん証券 株 式 会 社	那 覇 市 久 米 2 丁 目 4 番 16 号	金融商品取引業務	1960年 6 月 10 日	百万円 850	% 100.00	—
美ら島債権回収 株 式 会 社	那 覇 市 牧 志 1 丁 目 3 番 45 号	債権管理・回収業務	2014年 11月19日	百万円 500	% 91.00	—
株式会社おきぎん エス・ピー・オー	宜野湾市真志喜 1 丁 目 13 番 16 号	コンピュータ関連業 務	1990年 12月17日	百万円 11	% 24.67	—
株式会社おきぎん ジェーシービー	那 覇 市 久 茂 地 2 丁 目 12 番 21 号	クレジットカード業 務 信用保証業務	1987年 11月 2 日	百万円 50	% 34.00	—
株 式 会 社 おきぎんリース	那 覇 市 前 島 2 丁 目 21 番 1 号	リース業務 割賦販売業務	1979年 10月 6 日	百万円 100	% 40.50	—

(2020年3月31日現在)

- (注) 1. 当行の連結対象子会社は、上記の重要な子会社8社です。
2. 資本金及び当行が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示してお
ります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 沖縄県農業協同組合とA T M利用手数料の相互引き下げを行っております。
5. ゆうちょ銀行A T Mネットワークと当行A T Mネットワークを株式会社エヌ・ティ・ティ・データの共同利用型情報データ通信システム（略称C A F I S）を介して接続し、現金自動設備の相互利用による現金引出し、現金入金、残高照会のサービスを行っております。
6. 沖縄総合警備保障株式会社の提供する多機能型A T M（MMK）貸貸サービスにより、沖縄県内4金融機関（当行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県農業協同組合）で店舗外現金自動設備の共同運営を行い、現金引出し等のサービスを行っております。
7. セブン銀行A T Mネットワークと当行A T Mネットワークを株式会社エヌ・ティ・ティ・データの共同利用型情報データ通信システム（略称C A F I S）を介して接続し、現金自動設備の現金引出し、現金入金、残高照会のサービスを行っております。また、セブン銀行と共同で海外発行カード対応A T Mを設置しております。
8. コンビニA T M（イーネット、L A N S）と当行A T Mネットワークを株式会社エヌ・ティ・ティ・データの共同利用型情報データ通信システム（略称C A F I S）を介して接続し、現金自動設備の現金引出し、現金入金、残高照会のサービスを行っております。
9. 北海道銀行とA T M利用手数料の相互引き下げを行っております。また、北海道銀行と共同で海外発行カード対応A T Mを設置しております。
10. 琉球銀行とA T M利用手数料の相互引き下げを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
玉 城 義 昭	取締役会長（代表取締役） 監査部担当		
山 城 正 保	取締役頭取（代表取締役）		
金 城 善 輝	専務取締役 総合企画部、リスク管理部、人事部担当		
山 城 達 彦	常務取締役 融資統括部、証券国際部担当		
伊 波 一 也	常務取締役 営業本部（営業推進部、法人事業部、デジタル事業部）担当		
高 良 茂	常務取締役 システム部、事務部、業務革新部担当		
大 城 浩	取締役（社外取締役）	沖縄大学 客員教授	
宮 城 千 春	取締役（社外取締役）	宮城公認会計士事務所 代表	
細 見 昌 裕	取締役（社外取締役）		
伊 計 衛	常勤監査役		
本 永 浩 之	監査役（社外監査役）	沖縄電力株式会社 代表取締役社長	
安 藤 弘 一	監査役（社外監査役）		
大 城 肇	監査役（社外監査役）	琉球大学 特別顧問	

- (注) 1. 取締役の大城浩氏、宮城千春氏及び細見昌裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の本永浩之氏、安藤弘一氏及び大城肇氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 大城浩氏、宮城千春氏、細見昌裕氏、本永浩之氏、安藤弘一氏及び大城肇氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10	167 (64)
監 査 役	5	38 (―)
計	15	206 (64)

- (注) 1. 報酬等の額には、取締役に対する株式報酬引当金48百万円、役員賞与引当金16百万円を含めており、括弧内に内書きしております。
2. 取締役兼使用人における使用人としての報酬は3百万円であります。
3. 第79回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額132百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）、監査役の報酬額は年額40百万円以内として、それぞれ承認されております。また、第87回定時株主総会において、上記とは別枠にて、業績連動型株式報酬制度に基づき、当行株式及び当行株式の換価処分相当額の金銭の交付及び給付を行うことを決議しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	兼職その他の状況
大 城 浩	沖縄大学 客員教授
宮 城 千 春	宮城公認会計士事務所 代表
細 見 昌 裕	
本 永 浩 之	沖縄電力株式会社 代表取締役社長。同社は当行の大株主、かつ預貸金取引先であります。
安 藤 弘 一	
大 城 肇	琉球大学 特別顧問

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
大 城 浩	3年10カ月	取締役会13回中11回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
宮 城 千 春	1年10カ月	取締役会13回中12回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
細 見 昌 裕	10カ月	取締役会10回中10回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
本 永 浩 之	4年10カ月	取締役会13回中12回 監査役会16回中14回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
安 藤 弘 一	2年10カ月	取締役会13回中12回 監査役会16回中15回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
大 城 肇	10カ月	取締役会10回中10回 監査役会13回中13回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 城 浩	会社法第423条第1項に定める賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当行に対して損害賠償責任を負う契約を締結しております。
宮 城 千 春	
細 見 昌 裕	
本 永 浩 之	
安 藤 弘 一	
大 城 肇	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8	25	—

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 44,000千株
発行済株式の総数 24,240千株
(自己株式363千株を含む。)
- (2) 当年度末株主数 7,723名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,210千株	5.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	952	3.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	778	3.26
沖縄土地住宅株式会社	709	2.97
日本生命保険相互会社	668	2.80
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S.TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	637	2.67
沖縄銀行行員持株会	626	2.62
沖縄電力株式会社	592	2.48
住友生命保険相互会社	547	2.29
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCROO	477	2.00

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(363,034株)を控除して計算しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 宮 本 芳 樹 指定有限責任社員 平 木 達 也 指定有限責任社員 城 戸 昭 博	49百万円	(非監査業務) ・ 営業店内部監査態勢の高度化に向けた助言に関する業務 (会計監査人の監査報酬に同意した理由) 監査役会は、関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検証した結果、「監査報酬」は妥当であると認め同意いたしました。

- (注) 1. 当該事業年度に係る報酬等は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査についての報酬額を監査法人との契約において明確に区分しておりません。
2. 当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 69百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査役会は、会計監査人が職務の遂行上、法令等違反や会計監査の適正性及び信頼性を害する事由の発生等により、当行の監査業務に重大な支障を来すおそれがある事態が認められた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任することを検討いたします。

第89期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(单位：百万円)

[illegible]

第89期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）損益計算書

(单位：百万円)

[illegible]

第89期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	200,622	預 金	2,043,498
買 入 金 銭 債 権	594	債券貸借取引受入担保金	2,587
金 銭 の 信 託	1,334	借 用 金	45,508
有 価 証 券	370,755	外 国 為 替	111
貸 出 金	1,639,331	信 託 勘 定 借	18,742
外 国 為 替	4,712	そ の 他 負 債	17,130
リース債権及びリース投資資産	19,032	賞 与 引 当 金	761
そ の 他 資 産	41,616	役 員 賞 与 引 当 金	28
有 形 固 定 資 産	19,540	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,546
建 物	4,893	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28
土 地	11,359	株 式 報 酬 引 当 金	108
リ ー ス 資 産	175	信 託 元 本 補 填 引 当 金	22
建 設 仮 勘 定	31	利 息 返 還 損 失 引 当 金	33
その他の有形固定資産	3,079	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	269
無 形 固 定 資 産	2,040	特 別 法 上 の 引 当 金	5
ソ フ ト ウ ェ ア	1,489	繰 延 税 金 負 債	315
リ ー ス 資 産	12	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,197
その他の無形固定資産	539	支 払 承 諾	7,818
繰 延 税 金 資 産	2,042	負 債 の 部 合 計	2,141,714
支 払 承 諾 見 返	7,818	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△8,608	資 本 金	22,725
		資 本 剰 余 金	19,655
		利 益 剰 余 金	107,791
		自 己 株 式	△1,549
		株主資本合計	148,622
		その他有価証券評価差額金	7,441
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,267
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,162
		その他の包括利益累計額合計	7,546
		新 株 予 約 権	157
		非 支 配 株 主 持 分	2,791
		純 資 産 の 部 合 計	159,118
資 産 の 部 合 計	2,300,832	負債及び純資産の部合計	2,300,832

第89期（2019年4月1日から）連結損益計算書 （2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目					金 額
経常収益	益				52,198
営業収益	29,819				
貸出金利息	25,423				
有価証券利息	3,721				
コールローン利息及び買入手形利息	0				
預け金利息	38				
その他の受入利息	637				
信託報酬	118				
役務の提供収益	5,246				
その他の収益	15,233				
償却債権取立益	1,781				
その他の経常収益	389				
	1,391				
経常費用	44,081				
営業費用	1,298				
預金達利息	1,104				
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0				
債券貸借取引支払利息	0				
借入金の利息	53				
その他の支払利息	140				
役務の提供費用	3,014				
その他の経常費用	13,287				
	24,023				
貸倒引当金繰入額	2,458				
その他の経常費用	395				
	2,062				
経常利益	8,117				
特別利益	0				
固定資産処分益	0				
特別損失	62				
固定資産処分損失	62				
税金等調整前当期純利益	8,054				
法人税、住民税及び事業税	2,453				
法人税等調整額	△161				
法人税等合計	2,291				
当期純利益	5,762				
非支配株主に帰属する当期純利益	214				
親会社株主に帰属する当期純利益	5,548				

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 沖 縄 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
那 覇 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 芳 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 平 木 達 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 昭 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社沖縄銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 沖 縄 銀 行
取締役会 御 中有限責任監査法人トーマツ
那 覇 事 務 所指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 芳 樹 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 平 木 達 也 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 昭 博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社沖縄銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社沖縄銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社 沖縄銀行 監査役会

常勤監査役	伊 計 衛	㊞
社外監査役	本 永 浩 之	㊞
社外監査役	安 藤 弘 一	㊞
社外監査役	大 城 肇	㊞

以 上

株主総会会場のご案内

日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

（受付開始時刻 午前9時30分）

場所

沖縄県那覇市西3丁目2番1号 TEL 098-868-2222（代表）

ロワジールホテル&スパタワー那覇 3階 天妃の間



交通



バスご利用（那覇バス）

市内線 1、2、3、5、15、45番にて、「三重城バス停」下車 徒歩約1分



ゆいレール

「旭橋駅」下車 徒歩約15分

（お願い）

株主の皆様の安全のため、本年は、ご来場を見合わせていただきます様、お願い申し上げます。また、大幅に縮小した規模での開催となり、会場駐車場も限られることから、入場ならびに駐車ができない可能性もございます。何卒ご了承下さい。

お土産につきましては、接触リスク低減のため、また、ご来場いただけない株主様との公平性の観点から、今年から取り止めさせていただきます。何卒ご了承下さい。